



2025年4月24日

各 位

会社名 株式会社TBSホールディングス
代表者名 代表取締役社長 阿部 龍二郎
(コード：9401 東証プライム)
問合せ先 総務局コーポレート業務推進部長 石井 孝尚
(TEL 03-3746-1111)

株主名簿への記載等を制限された外国人等株式への配当方針について

当社は、本日開催の取締役会において、株主名簿への記載又は記録を拒否した外国人等株主が保有する株式に対して配当を支払うこととし、そのために必要な定款変更を2025年6月開催予定の第98期定時株主総会に提案することを決定しましたのでお知らせいたします。

当社は、外国人等の議決権割合が総株主の議決権の5分の1以上を占めることとなるときは、放送法の規定に従い、株主名簿への記載又は記録を拒むことができる旨を定款に定めております。また、こうして株主名簿への記載等を制限された外国人等が有する株式について、配当支払の対象外とする方針をとってまいりました。

一方、当社が2024年5月に公表した「TBSグループ 中期経営計画2026」においては、TBSグループが日本のメディアグループから世界に向けたコンテンツグループに生まれ変わるため、グローバルビジネスを強力に推進する姿勢を表明しております。

そこで、グローバル事業戦略と株主還元施策の一致を図るとともに、当社株式の投資魅力をより一層引き上げるため、株主名簿への記載等を制限された外国人等が有する株式についても配当支払の対象とする方針を決定いたしました。

第98期定時株主総会に定款変更議案が付議され、承認可決された場合には、2025年9月30日を基準日とする配当金より当該株式への配当が可能となります。定款変更案の具体的な内容は、決まり次第お知らせいたします。

なお、外国人等の議決権割合が総株主の議決権の5分の1以上を占めることとなるときは、放送法の規定に従い、株主名簿への記載又は記録を拒み、その議決権が制限される取扱いに変更はありません。

以 上